**■大規模集客施設に該当しない施設の例**

|  |  |
| --- | --- |
| **建築物用途** | **備考** |
| 事 務 所 | － |
| ホテル・旅館 | － |
| 病院・診療所 |  |
| 学 校・体育館 | 客席を設ける体育館は観覧場として取り扱う。 |
| 図書館、博物館、美術館 | － |
| 学習塾、華道教室、囲碁教室 | 近隣住民のための社会教育的な教室等をいう。  教室と呼ばれるものであっても遊興的性格の強い施設（不特定多数を対象とするダンス教室等）はこれに含まない。 |

※詳細は、熊本市都市建設局 都市政策部 建築指導課（096-328-2513）まで

問い合わせ

熊本市手取本町１－１熊本市役所

建築指導課　：　328-251３

　都市計画課　：　328-2502